

報告事項3 道路交通法第44条第2項第2号の規定に基づく指定（停車禁止の除外） について

AI オンデマンドバスの運行に際し、既存の路線バス停留所にミーティングポイント（乗降場所）を併設及び共用するため、道路交通法第44条第2項第2号に基づく停止禁止箇所の除外手続きが必要となることから、福岡県公安委員会に対し申請手続きを行い、現在、審査中となっております。

本件の実施にあたり、運行・安全・道路管理の観点から、西鉄バス北九州株式会社、福岡県公安委員会、九州運輸局、中間市の4者にて、対象停留所へのミーティングポイントの併設及び停車に関する安全性が確認された後、合意文書を作成します。

その後、合意文書を折尾警察署へ提出し、福岡県公安委員会のホームページにて指定に関する公示が実施されます。

公示後、AI オンデマンドバスの運行開始までに対象となるミーティングポイントに対し、合意文書を設置する予定としておりますのでご報告します。

記

- ・市内に設置する AI オンデマンドバスのミーティングポイント

全213箇所

- ・既存の路線バス停留所にミーティングポイントを併設及び共用する箇所

全213箇所のうち62箇所